

2021年8月29日（日）開催
オンライン国際フォーラム

**「出自を知ることがなぜ重要なのか—提供精子で生まれた人たちの経験と思い—」
を開催するにあたって**

日本では 1949 年に AID、DI と呼ばれる提供精子による人工授精で初めて子どもが生まれました。（「AID」、「DI」、「提供精子による人工授精」はみな同じ技術を指しますが、本フォーラムでは登壇者によって異なった用語を使っています。）以来、精子ドナーは匿名を原則として、この技術は実施されてきました。しかし近年、世界的にドナーの情報は出生者に開示されるべきという考え方が広まりつつあり、世界には提供精子・提供卵子・提供胚で生まれた人たちが、ドナー情報を知ることを重要な人権と捉えて、その権利を法律で保障している地域もあります。

日本でも 2005 年頃から、提供精子で生まれた人たちが「出自を知る権利」を求めて、ロビー活動などを行っています。しかし 15 年以上も活動が続けてきているにもかかわらず、彼らの願いは未だに聞き入れられていません。

日本では 2020 年 12 月 4 日に、国としては初めて、生殖補助医療に関連する法律が成立しました。「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」（令和 2 年法律第 76 号、以下民法特例法という）という法律で、生殖補助医療でできた親子関係について規定する法律です。同年 12 月 11 日に交付されました。この法律を審議する中で、出生者のドナー情報を得る権利（出自を知る権利）についても定められることが期待されましたが、それについては保留とされました。実は日本でも、出生者の出自を知る権利の保障を含めた生殖補助医療に関連する法整備に向けた議論は約 20 年も行われてきましたが、今もなお法制化は実現していません。これほど法制化に時間がかかる背景には、出生者の出自を知る権利をめぐり、精子や卵子のドナー情報をどこまで開示するか、また開示の時期やその方法など、多くの問題に対する合意がなかなか見いだせないことが一つの要因であると言われています。それに加え、ドナーの匿名性を廃止すればドナーの確保が難しくなると、ドナーの匿名性の廃止に反対する声も少なくありません。実際に、2018 年の夏までは、日本で実施される AID の約半数は慶應義塾大学病院で実施され、同病院は日本の AID の中核を担っていました。しかし、AID で生まれた人がドナー情報を求めるようになり、2017 年 6 月から AID 実施の同意書に「AID 出生者がドナー情報の開示を求めて裁判を起こした場合に、ドナー情報を開示する可能性がある」という内容を盛り込むようになると、それを受けて、2017 年 11 月以降、新たなドナーを確保できなくなってしまいました。そして、2018 年 8 月より AID を希望する夫婦の新規受付を中止しています。

メディア等でも度々こうした問題が取り上げられるようになり、社会的な関心も高まっ

てきています。しかし、日本でこの問題について発言するのは、産婦人科医や専門家、それに提供精子を求める親や AID で子どもを持った親ばかりです。日本には約 2 万もいると言われている一番の当事者である提供精子で生まれた人たちの声が聞かれることは滅多にありません。そこで、生まれた人たちの視点から「出自を知ることがなぜ重要なのか」を多くの人と考えたいと、このフォーラムを企画しました。今回は、南オーストラリア州、ベルギー、日本の 4 名の精子提供で生まれた人と、精子提供で生まれた人の出自の問題について約 40 年、研究を進めてこられた世界的にもこの分野で著名な研究者ケン・ダニエルズ氏を招いて、議論しました。

なぜ南オーストラリアとベルギーから提供精子で生まれた人を招いたかという、南オーストラリアでは、ドナーのプライバシーよりも出生者のウェルビーイング（福祉や幸福）を尊重する観点から、すべての出生者にドナー情報へのアクセスを保障する法律が 2021 年に施行されることになったからです。登壇者のダミアン・アダムスさんは、この法律を勝ち取るための運動に大きな貢献をされた方の 1 人です。またベルギーは、日本と同様、今もドナーの匿名性の廃止に反対の声が多く聞かれます。登壇して下さったリン・バスチアンセンさんには、ベルギーの当事者として、どのような悩みや課題と向き合われているのかについて聞きました。そして日本では、先にも述べたように、2020 年 12 月に民法特例法が制定されましたが、フォーラムに登壇して下さった日本の当事者である加藤英明さんや石塚幸子さんが活発にロビー活動を展開してきたにもかかわらず、法律には出生者の出自に関する内容は盛り込まれませんでした。加藤さん、石塚さんにはこの点について率直な意見を伺うことができました。

なお本フォーラムは、お茶の水女子大学ジェンダー研究所と科研費・基盤研究 C「諸外国の配偶子ドナーの匿名性と出生者の知る権利の対立への対処に関する研究」(18K00034) プロジェクトとの共催イベントとして実施いたしました。フォーラムは多方面から注目され、当事者や研究者、メディアや一般の人など 190 名近くの参加者があり、インターネット記事（8/30 付け Huff Post と 8/30 付け Yahoo News）や、9 月 17 日付け『しんぶん赤旗』のくらし家庭のページでも、このフォーラムの様子が取り上げられました。

もっと多くの人がこの問題に関心を持ち、提供精子や提供卵子で生まれた人や、これから生まれてくる人のドナー情報を得る権利の重要性を理解するようになってくれればと心から願います。

2022 年 1 月

IGS オンライン国際フォーラム 企画および報告書編集作成責任者
お茶の水女子大学ジェンダー研究所
特任講師
仙波由加里